



# サードプレイス倶楽部 入会申込書

申込日 年 月 日

申込者氏名		フリガナ	性別	生年月日	年齢
			男・女	年 月 日	歳
住所	自宅	〒 -			
	会社	〒 -			
連絡先		携帯： - -			
メールアドレス		携帯： @			
		P C： @			
会社名 (元会社名)					
得意分野 (趣味等含む)					
倶楽部への 要望等					

※申込書に記入いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき対応します。

## 【会則】

### 第1条 (名称)

この会は、サードプレイス倶楽部と称する。

### 第2条 (事務所)

この会の事務所は、大阪市中央区備後町2丁目5番8号 綿業会館ビル5階に置く。

### 第3条 (運営)

この会は、株式会社サードプレイス (代表 村塚章介 同居所) が主に運営するものとする。

### 第4条 (目的)

この会の目的は、会員の親睦を図り、交流・情報交換を通して、健康で豊かな人生を送れるように、会員が互いに協力し合い、活動できる場とする。また、定年退職者、若手経営者等の新規加入を図り人脈を広げ会員各社のビジネスチャンスの増大に繋げる場として活用する。

### 第5条 (会員)

この会の会員は、会の目的に賛同し入会したものである。

### 第6条 (入会)

会員として入会しようとする場合は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承諾を得るものとする。

### 第7条 (会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

月会費 10,000円とする。

### 第8条 (特典)

会員の特典として、

①事務所内での執務・その他の利用

②綿業会館内施設 (レストラン・バー・会議室・応接コーナー) の利用

### 第9条 (役員)

この会には、会長 副会長を置く。

会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、これに事故がある時、または欠席の時は、その職務を代行する。

### 第10条 (退会)

会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

### 第11条 (総会)

この会の総会は、会員を持って構成し年に1回開催するものとする。

但し必要がある時は、随時に開催できるものとする。

総会は以下の事項について議決する。

会則の変更・解散・役員を選任または解任・事業報告・その他

### 第12条 (事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第13条 (事業報告及び決算)

会長は、毎事業年度終了後2カ月以内に、事業報告書・収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

### 第14条 (事務局)

この会の事務を処理するため、事務局を置く。

### 第15条 (委任)

この会則にさだめない事項は、総会の議決を経て、会長が別に決める。

付則 この会則は、令和5年4月1日から施行する。